

目黒区手話言語条例（仮称）骨子案に対するパブリックコメントの実施結果について

1 パブリックコメントの概要

目黒区手話言語条例（仮称）の制定に向けて、令和6年10月15日から同年11月14日まで目黒区手話言語条例（仮称）骨子案に対するご意見を募集しました。これは、平成21年2月25日制定の「目黒区パブリックコメント手続要綱」に基づくパブリックコメントとして実施したものです。

お寄せいただいたご意見とそれに対応する検討結果をパブリックコメントの実施結果としてまとめています。

なお、長文にわたるものや重複、具体的な名称等は、趣旨を損なわない範囲で一部省略、追記、要約または分割している場合があります。

2 意見募集期間

令和6年10月15日（火）から同年11月14日（木）まで

3 周知方法

（1）掲載場所

めぐろ区報（10月15日号）、目黒区公式ウェブサイト、YouTube（手話動画配信）

（2）配布・閲覧場所

目黒区総合庁舎2階障害者支援課、各区立図書館、各地区サービス事務所（東部地区除く）、各住区センターにて周知用チラシを配架、骨子案の閲覧を実施

4 いけんていしゅつしやう 意見提出者数

くぶん 区分		しょめん 書面	でんし 電子	FAX	しゅわどうが たいめん 手話動画・対面	けい 計
こじん 個人	ていしゅつしやう 提出者数	0	24	0	0	24
	いけんすう (意見数)	(0)	(51)	(0)	(0)	(51)
だんたい 団体	ていしゅつしやう 提出者数	0	1	0	0	1
	いけんすう (意見数)	(0)	(4)	(0)	(0)	(4)
ぎかい 議会	ていしゅつしやう 提出者数	1	1	0	0	2
	いけんすう (意見数)	(8)	(8)	(0)	(0)	(16)
ごうけい 合計	ていしゅつしやう 提出者数	1	26	0	0	27
	いけんすう (意見数)	(8)	(63)	(0)	(0)	(71)

5 たいおうく ぶんけんすう 対応区分件数

ばん ぐう 番 号	内 容	件 数
1	いけん しゅし ふ じょうれいこっし はんえい 意見の趣旨を踏まえて、条例骨子に反映します。	1
2	いけん しゅし じょうれいこっしあん と あ しゅし そ と く 意見の趣旨は条例骨子案に取り上げており、趣旨に沿って取り組みます。	20
3	いけん しゅし じょうれいこっし と あ じぎょうじっしとう なか しゅし ふ どりよく 意見の趣旨は条例骨子には取り上げませんが、事業実施等の中で趣旨を踏まえて努力します。	23
4	いけん しゅし こんご けんとう・けんきゅう かだい 意見の趣旨は、今後の検討・研究の課題とします。	5
5	いけん しゅし そ こんなん 意見の趣旨に沿うことは困難です。	8
6	いけん しゅし かんけいきかん・だんたい でんたつ 意見の趣旨を関係機関・団体に伝達します。	0
7	その他	14
ごう けい 合 計		71

6 パブリックコメントで寄せられた意見と検討結果

整理 番号	くぶん 区分	しゅべつ 種別	いけんないよう 意見内容（要旨）	たいおう 対応 くぶん 区分	けんとうけつか 検討結果（対応策）	しょ 所 かん 管
条例制定の背景・趣旨について						
01	個人	電子	「掉尾（ちょうび）を飾る」という表現もある とおり、本条例の骨子案は他自治体の条例で取 り入れられなかった項目も補完され、完成度の 高い内容に仕上がっていると感じた。「口形・ 口型」の導入について、「手話は、手、指、 口形・口型、顔の～」の下線のように他の自治体で はまだ取り入れられていないこの要素を盛り込む 案を検討してほしい。	2	条例骨子案の背景・趣旨において、「手話は、 手、指、顔の表情及び体の動き等により」と して表記されており、包含されているものと 考えております。	障害者支援課
02	個人	電子	目黒区でもいよいよ手話言語条例が制定される という事は、本当にうれしい限りである。手話は 言語である ということを広く区民に周知し、 手話を第一言語とする方々や、手話を必要とする 方々が安心して生活できるための条例をぜひ 成立させてほしい。 条例制定の背景・趣旨について、丸の2つ目で は、条例の文言は、一般区民がよく理解できる ように具体的に示すことが大切である。ろう者に とっての手話は、母語であり第一言語である。そ の第一言語の使用を奪われたろう者がどれほどの 困難を抱えてきたか、区民に理解してもらいた め、単に「手話」と表記するだけではなく、下線 のように追記及び一部修正を提案する。「ろう 者にとって母語であり第一言語である手話は過去	3	ご指摘の趣旨を踏まえ、今後の施策の取り組み に努めてまいります。	障害者支援課

			に使用が制約されてきた歴史がある。その手話を獲得できなかったこと～」			
03	議会	書面	条例制定の背景・趣旨について、最初の丸の「手話は、手、指、顔の表情及び動きなどにより、視覚的に表現する独自の文法を有する言語であり～」とあるが、盲ろう者の方は触手話や弱視手話・接近手話をコミュニケーション手段としている。そのため、視覚的にと限定せずに、これらの方々にも配慮をした表現に変更してはいかがか。	1	ご意見の趣旨を踏まえ、「手話は、手、指、顔の表情及び体の動き等を用いた視覚的な表現等による独自の文法を有する言語であり～」に変更いたします。	障害者支援課
1 目的						
04	個人	電子	目的について、3行目の「区民及び事業者の役割」を「区民の役割及び事業者の責務」としてほしい。	5	条例骨子案 1の目的において、「全ての人が相互に人格と個性を尊重し合い共生する地域社会の実現に寄与すること」をお示ししており、「区民」及び「事業者」には、「基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めること」としております。「区」が責務として施策を推進していくことは当然ですが、「区民」及び「事業者」につきましては、努める立場であることから、役割と表記しております。	障害者支援課
2 定義						
05	個人	電子	定義について、ろう者の「手話を言語として」を「日本手話を第一言語として」に訂正願いたい。手話言語条例にて手話を独自の言語体系をもつ	5	様々な手話がある中、ご意見に沿うことは困難でございますが、ご意見については、今後の参考とさせていただきます。	障害者支援課

			げんご いち 言語と位置づけるならば、ろう者 ^{しゃもち} が用いる日本 ^{にほん} 手話 ^{しゅわ} の事である。			
3 基本理念 ^{きほんりねん}						
06	個人 ^{こじん}	電子 ^{でんし}	基本理念 ^{きほんりねん} について、手話言語 ^{しゅわげんご} への理解 ^{りかい} の促進 ^{そくしん} のみならず、手話の普及 ^{しゅわふきゅう} や使用環境 ^{しようかんきょう} の整備 ^{せいび} の明記 ^{めいき} も必要 ^{ひつよう} と考える。よって、2行目 ^か に下線部分 ^{ぎょうめ} の追記 ^{かせんぶぶん} を提案 ^{ついき} する。 「手話 ^{しゅわ} が言語 ^{げんご} であることの理解 ^{りかい} の促進 ^{そくしん} 、および、手話の普及 ^{しゅわふきゅう} ならびに手話 ^{しゅわ} が使用 ^{しよう} しやすい環境 ^{かんきょう} の構築 ^{こうちく} に当たっては、手話 ^{しゅわ} が独自 ^{どくじ} の言語体系 ^{げんごたいけい} を有 ^{ゆう} し～」	3	ご指摘 ^{しでき} の趣旨 ^{しゅし} を踏まえ、今後の施策 ^{ごんご} の取り組み ^{しさく} に努 ^と めてまいります。	障害者支援課 ^{しょうがいしゃしえんか}
4 区の責務 ^{くせきむ}						
07	議会 ^{ぎかい}	電子 ^{でんし}	骨子案 ^{こっしあん} の内容 ^{ないよう} の具体的 ^{ぐたいてき} な取り組み ^{とく} について、区 ^く が積極 ^{せつきよく} 的にろう者の職員 ^{しゃしよくいん} を雇用 ^{こよう} し、庁内 ^{ちやうない} からも条例 ^{じやうれい} の充実 ^{ふじゅうじつ} を図 ^{はか} るよう「区 ^く の責務 ^{せきむ} 」 ^{なか} の中に盛り込む ^{もこ} こと。また、職員 ^{しよくいん} を対象 ^{たいしやう} とした研修 ^{けんしゅう} の充実 ^{ふじゅうじつ} と、手話検定 ^{しゅわけんてい} などの技能検定 ^{ぎのうけんてい} のための補助 ^{ほじょ} を行 ^{おこな} うこと。	3	区職員 ^{くしよくいん} の雇用 ^{こよう} については、ろう者 ^{しゃ} の職員 ^{しよくいん} だけでなく、区 ^く の責務 ^{せきむ} として障害者雇用 ^{しょうがいしゃこよう} に取り組 ^と んでまいります。 なお、区職員 ^{くしよくいん} を対象 ^{たいしやう} とした研修等 ^{けんしゅうとう} については、条例骨子案 ^{じやうれいこっしあん} の趣旨 ^{しゅし} を踏まえ、引き続き ^{ひつづ} 取り組 ^と んでまいります。	人事課 ^{じんじか} 障害者支援課 ^{しょうがいしゃしえんか}
08	議会 ^{ぎかい}	書面 ^{しょめん}	区 ^く の責務 ^{せきむ} について、「区 ^く は、手話 ^{しゅわ} を必要 ^{ひつよう} とする者 ^{もの} と協力 ^{きやうりよく} し～」とあるが、必要とする方 ^{ひつよう} だけを対象 ^{たいしやう} とするのではなく、全ての区民 ^{すべくみん} を対象 ^{たいしやう} として基本理念 ^{きほんりねん} に基づき、必要 ^{ひつよう} な施策 ^{しさく} を総合 ^{そうごう} 的 ^{てき} 、計画的 ^{けいかくてき} に推進 ^{すいしん} するべきであるため、「手話 ^{しゅわ} を必要 ^{ひつよう} とする者 ^{もの} と協力 ^{きやうりよく} し」の部分は削除 ^{さくじよ} すべき。	3	ご指摘 ^{しでき} いただいた事項 ^{じこう} については、ご意見 ^{いけん} として、参考 ^{さんこう} とさせていただきます。 基本理念 ^{きほんりねん} に基づき必要 ^{ひつよう} な施策 ^{しさく} を総合 ^{そうごう} 的 ^{てき} 、計画的 ^{けいかくてき} に推進 ^{すいしん} するためには、当事者 ^{とうじ} との協力 ^{きやうりよく} 関係 ^{かんけい} が不可欠 ^{ふかけつ} であると考えております。	障害者支援課 ^{しょうがいしゃしえんか}
5 区民の役割 ^{くみん やくわり}						

09	個人	電子	「責務」の表記の統一について、区民の役割と記載されているが、条例が区、区民、事業者の三位一体で機能するバランスを重視するために、他自治体のように「区」「区民」「事業者」すべてに「責務」という表現で統一されるほうが望ましいのではないかな。	5	条例骨子案 1 の目的においては、「全ての人が相互に人格と個性を尊重し合い共生する地域社会の実現に寄与すること」を示しており、「区民」及び「事業者」には、「基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めること」としております。「区」が責務として施策を推進していくことは当然ですが、「区民」及び「事業者」につきましては、努める立場であることから、役割と表記しております。	障害者支援課
10	個人	電子	区民の役割において、「努める」「図る」のでは無く、実行していくべきであると希望する。	5	条例骨子案 1 の目的においては、「全ての人が相互に人格と個性を尊重し合い共生する地域社会の実現に寄与すること」を示していることから、「区民の役割」として、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めていく必要があるため、「努める」と表記しております。	障害者支援課
11	個人	電子	区民の役割について、一般区民がどのようにその役割を担っていけば良いか理解できるよう下線部分の追記を提案する。 「区民は、基本理念に対する理解を深め、 <u>手話を必要とするものが暮らしやすい地域社会の実現に向け、区が推進する～</u> 」	5	条例骨子案 1 の目的においては、「全ての人が相互に人格と個性を尊重し合い共生する地域社会の実現に寄与すること」ことを目的として定めていることから、「区民の役割」として、「基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めること」と表記しております。	障害者支援課
6 事業者の役割						

12	個人	電子	「責務」の表記の統一について、事業者の役割と記載されているが、条例が区、区民、事業者の三位一体で機能するバランスを重視するために、他自治体のように「区」「区民」「事業者」すべてに「責務」という表現を統一されるほうが望ましいのではないかと。	5	条例骨子案 1 の目的においては、「全ての人が相互に人格と個性を尊重し合い共生する地域社会の実現に寄与すること」を示しており、「事業者」には、「基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めること」としてあります。「区」が責務として施策を推進していくことは当然ですが、「事業者」につきましては、努める立場であることから、「役割」と表記しております。	障害者支援課
13	個人	電子	事業者の役割において「努める」「図る」のでは無く、実行していくべきであると希望する。	5	条例骨子案 1 の目的においては、「全ての人が相互に人格と個性を尊重し合い共生する地域社会の実現に寄与すること」を示していることから、「事業者の役割」として、基本理念に対する理解を深め、区が推進する施策に協力するよう努めていく必要があるため、「努める」と表記しております。	障害者支援課
14	個人	電子	事業者の役割について、障害者差別解消法では、障がいのある人への「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」の提供が定められ、合理的配慮の提供については2021年の法改正を受け、2024年4月1日から事業者に対する努力義務が義務へと変更となった。よって、事業者の役割ではなく事業者の責務としてほしい。その責務をより具体的に示すため、下線部分の追記を提案する。 「事業者は、基本理念に対する理解を深め、手話を必要とするものが利用しやすいサービスを	3	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正に伴い令和6年4月1からは、事業者に対して、障害のある方への不当な差別的取扱い禁止と合理的配慮の提供が、努力義務から義務化されました。法律上の効力は、手話言語条例制定の有無に関わらず、生じるものでございますので、ご指摘の文言修正は行いませんが、当該法律の趣旨に沿った施策の推進に努めてまいります。	障害者支援課

			提供するとともに区が推進する施策に協力するよう努めること。また、手話の使用について必要かつ合理的な配慮を提供し、手話を必要とするものが働きやすい環境を整備すること。」			
7 施策の推進						
15	個人	電子	手話を習得していない者（中途失聴・難聴者を含む）の学習機会の確保について明記してほしい。	3	ご意見の趣旨を踏まえ、具体的な施策につきましては、事業実施の中で検討してまいります。	障害者支援課
16	個人	電子	小学校で視覚障害者体験や車椅子体験はあったが、聴覚障害について学ぶ機会はなかった。聴覚障害は、見た目では障害の有無はわからず、聞こえないという状態を想像することは困難である。手話言語条例が制定されることで、聴覚障害者だけでなく、手話が身近なものになることを期待する。幼少期から聴覚障害や手話を知り、学ぶ機会が多くあれば、何かの折に少しでも役に立てるのではないか。	3	ご指摘の趣旨を踏まえ、具体的な施策につきましては、事業実施の中で検討してまいります。なお、各学校では、総合的な学習の時間等で、障害者理解や共生社会の実現に向けて、だれもが安心して生活するために必要なことについて調べたり、体験をしたりする学習をしています。その中で、学校の実態や児童・生徒の課題設定によって、聴覚障害や手話を扱っており、社会福祉協議会から派遣された講師から学ぶ機会を設定したり、同協議会の社会福祉体験ガイドブック「ともに生きる笑顔のまち～私たちにできること～」を活用したりしています。また、目黒区が採択している小学	教育指導課 障害者支援課

					こうだい がくねん こくご か しょうがっこうだい がくねんどうとくか 校第5学年国語科や小学校第6学年道徳科の きょうかやうとしょ しゅわ あつか かしよ 教科用図書には、手話について扱った箇所があ ひ つづ がっこうきょういくぜんたい きょうせいしゃかい ります。引き続き、学校教育全体で共生社会 じっげん めざ の実現を目指してまいります。	
17	こじん 個人	でんし 電子	しゅわげんごじょうれいせいでい はこ うれ おも 手話言語条例制定の運びとなり、嬉しく思う。 どうよう じょうれい せいでい おお へんか すでに同様の条例が制定され、大きな変化があ ちいき いっぱう なに か ちいき った地域がある一方、何も変わらない地域もある き じょうれい せいでい と聞く。よってこの条例が制定されても、これ なにひと か まった いみ までと何一つ変わらないというのでは全く意味 くぜんたい しゅわげんご しゃ たい りかい がない。区全体で手話言語やろう者に対する理解 すす ねが すこ はや もくてき じっげん が進むことを願い、少しでも早く目的を実現でき きょうりよく おも るように協力していきたいと思う。 しゅわ げんご たい りかい ふきゅう 手話が言語であることに対する理解や普及には、 だいち しゅわ しゃ ぶんか し 第一に手話・ろう者・ろう文化を知ることである おも とく ぶんか ことば き と思う。特に「ろう文化」は言葉さえ聞いたこと ひと おお おも しゅうちけいはつかつどう がない人が多いと思う。周知啓発活動（ポスター さくせい はいふ など やリーフレットの作成・配布、イベント等）で、 しゅわ ぶんか ふ じっかん じょうほうはっしん 手話やろう文化に触れ実感することや情報発信 じ しゅわ つうやく しゃ 時に手話（通訳）をつけることで、ろう者に たい じょうほうほしょう ほか しゅわ め きかい 対する情報保障の他に、手話を目にする機会が ふ いしき たか おも 増え意識が高まってくるのではと思う。	2	じょうれいせいでい む と く すす 条例制定に向けた取り組みを進めるとともに、 してき しゅし ふ ぐたいてき しさく すいしん ご指摘の趣旨を踏まえ、具体的な施策を推進し てまいります。	しょうがいしゃしえんか 障害者支援課

18	個人	電子	学校教 育に手話を取り入れている地域があり、 小 中 学 校で手話やろう者・ろう文化に関する 勉 強や交 流等の取り組みができればよいのでは ないか。 ろう児、特に地域の学校に通学するろう児やその 親に対しての支援は何かあるか。	3	ろう児が在籍している学校では、保護者や本人 との面談を行い、学 習 上又は生活上で 起こりうる困難さを把握するとともに、学 習 活動や教 室等での具体的な支援策や合理的配慮 の提 供について合意形成を図っているところで す。本人が学 習 面・生活面の両 面で安心して 学校生活を過ごすことができるよう、 引 続き、教 室や学 習 環 境の整備を行 うと ともに、周囲の児童・生徒や教 職 員等に 対して理解啓発を図ってまいります。	教 育支援課
19	個人	電子	庁 内には障 害者支援課以外にも手話通訳者の 配 置が必要ではないか。人材育成・確保も必要で ある。	3	庁 舎内には、障 害者支援課に手話通訳者を 配 置していますが、必要に応じて、庁 舎内の他 の所管に同行する等の対応を行っているところ です。引き続き、手話通訳が必要な方への対応 に努めてまいります。	障 害者支援課
20	個人	電子	手話言語条 例を是非制定してほしいと考える。 「施策の推進（１）」にある情 報の取得及び 利 用並びに意思疎通について改善が進むと良いと 思 う。聞こえる人は意識せずとも耳から入ってく る情 報に非常に助けられて暮らしている。耳が 聞 こえない人はそれが無く、不安を感じながら 生 活しているはずであり、施策の推進によりその 不安が少しでも軽減してほしいと思 う。	2	条 例制定に向けた取り組みを進めるとともに、 ご指摘の趣旨を踏まえ、具体的な施策を推進し てまいります。	障 害者支援課

21	個人	電子	手話教育が教育現場でより推進されたり、 聴覚障害者が企画・参加する行事が区内で 増えてたりすることで、手話を使う人や機会が 増え、聞こえない人の暮らしへの区民の周知が すすんでほしい。	3	ご意見の趣旨を踏まえ、具体的な施策において、努力してまいります。 なお、手話に係る教育活動については、各学校の実態やカリキュラムに応じて実施しているところ です。 小学校4年生には目黒区社会福祉協議会作成の福祉体験学習ガイドブック「ともに生きる笑顔のまち」を、中学校1年生には教育委員会作成の障害に関する理解啓発副読本「Be Together」を配布し、授業等で活用しながら理解啓発を進めております。こうした周知に引き続き取り組んでまいります。	教育支援課 障害者支援課
----	----	----	---	---	---	-------------------------

22	個人	電子	めぐろくしゅわげんごじょうれい せいてい ねが しえん 目黒区手話言語条例の制定を願い、支援している。 れいわ ねん がつ にち と どうがいじょうれい しこう 令和4年9月1日に都で当該条例が施行され、 げんざい く どうよう じょうれい せいてい 現在23区のほとんどで同様の条例が制定されて めぐろく はや せいてい いる。目黒区もできるだけ早く制定されることを きぼう 希望する。 しゃかい しゅわ げんご にんしき これからの社会、手話が言語であるという認識の ちいききょうせいしゃかい じつげん め ざ じょうれい もと地域共生社会の実現を目指すための条例が ひつよう 必要である。 こうざ まな じっさい さまざま これまで講座でろう文化を学んだり、実際に様々 はなし うかが し きかい に話を伺ってなければ、あまり知る機会がなか った。 いま たいせつ げんご しゅわ よくせい 今まで大切な言語である手話を抑制されてきた かたがた おも う と ひ つ どうぜん 方々の思いを受け取って引き継いで、これが当然 けんり しゅわ げんご の権利であり、手話が言語であることをみんなが ふつう し みらい し 普通に知っているような未来をつくりたい。知ら ない、ということは、マイナスである。 ひと かんが かた ちが こんぼんてき 人それぞれ考え方は違うが、根本的なことをよ おお ひと し きょうせいしゃかい じつげん り多くの人を知ること、共生社会を実現させ るための第一歩になると思う。そのために、手話 げんごじょうれい せいてい く くみん さまざま 言語条例の制定だけでなく、区から区民への様々 じょうほうていきょう ふ な情報提供を増やしてほしい。	2	じょうれいせいてい む と く すす 条例制定に向けた取り組みを進めるとともに、 してき しゅし ふ ぐたいてき しさく すいしん ご指摘の趣旨を踏まえ、具体的な施策を推進し てまいります。	障害者支援課
23	個人	電子	く しさく すいしん つと ほか 区は、施策の推進において、「努める」「図る」 な じつこう きぼう のでは無く、実行していくべきであると希望す る。	3	してき じこう いけん ご指摘いただいた事項については、ご意見とし うけたまわ て承ります。 じょうれいこっしあん しさく すいしん なお、条例骨子案7の「施策の推進」にあた ざいげん さまざま じょうきょう なか りましては、財源をはじめ、様々な状況の中 たいおう ひつよう じぎょうじつし なか で対応する必要があるため、事業実施の中で	障害者支援課

					当事者団体等の意見も伺いながら、施策の推進に努めてまいります。	
24	個人	電子	施策の推進について、区は、普及のためのパンフレット等の作成、配布を行うか。 その場合、リーフレットでは、情報を十分掲載できないので他自治体のような詳しくかつ分かりやすいパンフレットを作成し、ホームページへの掲載のみならず小中学校やろう者が利用するあらゆる公共施設へ配付してほしい。 他自治体では、商業施設、事業者用チラシと医療機関用チラシの2種類を作成しそれぞれに配付している。その現場において必要な対応が分かりやすくまとめられている。 手話言語の普及と手話が必要とする方々への理解の促進のため、ぜひ、目黒区でも各機関専用のチラシを作成し、配付願いたい。	2	条例制定後の周知や啓発、手話の理解促進等については、パンフレット等を作成し、配布することを検討しておりますが、今後、具体的な取り組みを進めてまいります。	障害者支援課
25	個人	電子	施策の推進について、区は、普及啓発のための講演会やイベントを障害者記念週間などに開催する計画はあるか。手話の理解と普及のため区民、事業者及び区の職員が手話を学習する機会を確保してほしい。	3	条例制定後の普及啓発については、講演会の開催やイベントの実施等を想定しておりますが、具体的な取り組みにつきましては、今後、検討してまいります。	障害者支援課

26	個人	電子	区内の幼稚園や保育園、小中学校にて、手話及び手話を必要とする人について学ぶ時間を作ってほしい。	3	保育園では、身近な素材を通じ手話に触れ、経験することを各園啓発していきたいと考えております。 小中学校等では、手話に係る教育活動について、各学校の実態やカリキュラムに応じて実施しているところです。 小学校4年生には目黒区社会福祉協議会作成の福祉体験学習ガイドブック「ともに生きる笑顔のまち」を、中学校1年生には教育委員会作成の障害に関する理解啓発副読本「Be Together」を配布し、授業等で活用しながら手話に係る内容についても理解啓発を進めております。こうした周知・理解に引き続き取り組んでまいります。	保育課 教育支援課
27	個人	電子	図書館において手話に関する資料を充実させてほしい。また、聞こえない子向けに手話での読み聞かせの会を開いてほしい。	4	手話に関する資料につきましては、目黒区立図書館基本方針に基づき収集・充実に努めてまいります。 また、手話での読み聞かせ会の実施につきましては、関係所管・関係機関と連携のうえ調査研究してまいります。	やくもちゅうおう 八雲中央 図書館
28	個人	電子	公共施設、救急隊員、福祉施設、医療機関、交通機関への手話の普及とろう者理解を進め、職員研修の実施や、手話ができる職員の配置等の手話による情報が得やすい環境作りをしてほしい。	3	具体的な施策につきましては、ご指摘の趣旨を踏まえ、関係機関等へ周知、啓発に努めてまいります。	しょうがいしゃしえんか 障害者支援課

29	個人	電子	他自治体では、手話言語条例に基づき、公民連携で乳幼児期の言語としての手話の獲得などに取り組んでいる。目黒区でもろう児とその家族に對して、手話を習得することができるよう具体的な施策を講じてほしい。	3	具体的な施策につきましては、ご指摘の趣旨を踏まえ、関係機関等へ周知、啓発に努めてまいります。	障害者支援課
30	個人	電子	現在、目黒区には聴覚に障害のある子どもが生まれたときに相談できる窓口はあるか。ろう児の関係者だけでなく、健常の親子も一緒に手話を楽しみながら学べる親子参加型の手話イベントを開催してほしい。共生社会の実現に寄与するものとする。	3	区では、障害者支援課を中心として、様々な障害のある方に対する相談支援や情報提供を行っております。ご指摘の手話イベントにつきましては、事業実施等の中で趣旨を踏まえ、努力してまいります。	障害者支援課
31	議会	電子	区有施設については、バリアフリーの再点検を行い、より良くすること。また、「筆談ボードあります」や「スロープあります」「点字メニューあります」など、来訪者がわかるように掲示等を行い、多様なコミュニケーションを提供するとともに、住民がこのような取り組みを進めていることを知ることができるようにすること。	7	ご指摘いただきました事項については、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」及び関係法令に基づき、対応してまいります。	障害者支援課
32	議会	電子	普及啓発については、理解促進の観点と併せ、区民が手話言語に触れられる、学べる機会の創設をすること。特に、子どもの時から手話言語を身近に感じられるよう、区内の小、中学校において、手話体験教室を行うこと。	3	ご意見の趣旨を踏まえ、具体的な施策において、努力してまいります。 なお、各学校では、総合的な学習の時間等の中で、障害者理解や共生社会の実現に向けて、だれもが安心して生活するために必要なことについて調べたり、体験をしたりする学習をしています。その中で、学校の実態や児童・生徒の課題設定によって、聴覚障害や手話を扱っており、社会福祉協議会から派遣された	教育指導課 障害者支援課

					講師から学ぶ機会を設定したり、同協議会の 社会福祉体験ガイドブック「ともに生きる笑顔 のまち～私たちにできること～」を活用したり しています。また、目黒区が採択している 小学校第5学年国語科や小学校第6学年 道徳科の教科用図書には、手話について扱った 箇所があります。より多くの児童・生徒が手話 言語を身近に感じられるよう、手話に関するイ ベント等や資料提供に関する情報があつた際 は、各学校・園に周知してまいります。	
33	個人	電子	目黒区でも手話言語条例ができることを嬉しく 思う。条例が制定されるということは、予算も つく和理解している。 公共の場所や病院、避難所など、日本にいる 海外の方への対応はあるのに（英語表記等）、 聞こえない日本人に対しての対応がない状況に ずっと違和感があった。 予算がつけば、聴覚障害者が聞こえる人と同等 の情報を得ることができるような目黒区にして ほしい。	3	条例制定に向けた取り組みを進めるとともに、 具体的な施策につきましては、条例の趣旨を 踏まえ、努力してまいります。	障害者支援課

34	個人	電子	きこえない人、きこえる人に関わらず、手話での教育、手話の教育を受ける権利を認めてほしい。幼稚園や小学校から手話を知る機会があれば良いのではないか。	3	手話を必要とする方の権利については、条例骨子案 3 基本理念にお示ししており、ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策につきましては、条例の趣旨を踏まえ検討してまいります。 なお、各学校・園では、障害者理解や共生社会の実現に向けた教育活動を、実態に応じて取り組んでいるところです。目黒区が採択している小学校第5学年国語科や小学校第6学年道徳科の教科用図書には、手話について扱われた箇所があります。手話に関するイベント等や資料提供に関する情報があつた際は、各学校・園に周知してまいります。	教育指導課 しょうがいしゃしえんか 障害者支援課
35	団体	電子	目黒区が手話を言語として認識し、手話を必要とする人々が自立した日常生活や社会生活を営むことができるようにするための条例を制定することに賛成する。この条例は、手話を必要とする人々の権利を尊重し、手話の普及と理解を促進するために重要な一歩である。また、日本語対応手話や触手話をはじめ、多様化している手話に配慮し、その普及と理解を促進するための包括的な施策を導入してほしい。例えば、日本語対応手話は、難聴者や中途失聴者にとって重要なコミュニケーション手段であり、これを推進することで、より多くの人々が情報にアクセスしやすくなる。多様化する手話について、どの手話を使うかは、その人自身の権利である。	3	ご意見の趣旨を踏まえ、具体的な施策において、努力してまいります。 なお、各学校では、総合的な学習の時間等の中で、障害者理解や共生社会の実現に向けて、だれもが安心して生活するために必要なことについて調べたり、体験をしたりする学習をしています。その中で、学校の実態や児童・生徒の課題設定によって、聴覚障害や手話を扱っており、社会福祉協議会から派遣された講師から学ぶ機会を設定したり、同協議会の社会福祉体験ガイドブック「ともに生きる笑顔のまち～私たちにできること～」を活用したりしています。また、目黒区が採択している小学校第5学年国語科や小学校第6学年	教育指導課 しょうがいしゃしえんか 障害者支援課

			日本語対応手話や触手話の普及と理解の促進について、日本語対応手話や触手話を持つ独自の特性と、その重要性を広めるための教育プログラムや啓発活動も強化してほしい。特に、学校や地域コミュニティでの教育を推進することが重要である。		道徳科の教科用図書には、手話について扱った箇所があります。そのため、日本語対応手話や触手話の普及啓発につきましては、イベント等や資料提供に関する情報があつた際に、各学校に周知してまいります。	
36	団体	電子	手話通訳者の確保と養成について、日本語対応手話や触手話にも精通した手話通訳者の確保、養成、及び資質向上のための施策もさらに充実させてほしい。通訳者が不足している現状を改善し、手話を必要とする人々が円滑にコミュニケーションを取れる環境を整えてほしい。	2	区では手話通訳養成講座を開催しており、条例骨子案にもお示ししているとおり、引き続き、手話通訳者の確保、養成及び資質向上に取り組んでまいります。	障害者支援課
37	個人	電子	手話言語条例が制定されたら、中途失聴者や難聴者を対象とした手話講習会を目黒区で開催してほしい。他自治体では、手話言語条例がありながら情報アクセス条例がない地域でも、中途失聴者や難聴者を対象とした手話講習会が開催されている。目黒区の手話通訳者の多くは、難聴者と接する機会が少ない現状があり、難聴者が使用する手話が通じないことが懸念される。手話講習会を通じて、中途失聴者や難聴者がより円滑にコミュニケーションを図り、社会参加の機会を増やせるよう支援を願う。	3	ご意見を参考とさせていただき、具体的な施策につきましては、当事者団体や関係団体等と意見交換しながら、条例の趣旨を踏まえ、努力してまいります。	障害者支援課

38	議会	書面	学校における手話の普及、手話が言語であることへの理解の促進についての記述がないため、追加すべき。	3	手話に係る教育活動については、各学校の実態やカリキュラムに応じて実施しているところである。 小学校4年生には目黒区社会福祉協議会作成の福祉体験学習ガイドブック「ともに生きる笑顔のまち」を、中学校1年生には教育委員会作成の障害に関する理解啓発副読本「Be Together」を配布し、授業等で活用しながら手話に係る内容についても理解啓発を進めております。引き続き理解促進に取り組んでまいります。	教育支援課
39	議会	書面	施策の推進について、ろう者が、自立した日常生活を営み、主体的に社会参加できる環境の整備に関する施策を追加すべきである。	2	条例骨子案1の目的に示しているとおり、当該趣旨を踏まえ、施策を推進してまいります。	障害者支援課
40	議会	書面	施策の推進について、手話を学ぶ機会の確保に関する施策を追加すべきである。	2	条例骨子案7の施策の推進に示しているとおり、当該趣旨を踏まえ、手話を学ぶ機会の確保に向け、施策を推進してまいります。	障害者支援課
41	議会	書面	施策の推進について、9月23日の手話言語国際デーに世界各地で一斉に行われるブルーライト点灯を目黒でも点灯する施策を追加すべきである。	4	令和6年の取り組みとして、手話言語国際デーについて、区公式ウェブサイトや総合庁舎1階の区政情報モニター及びSNSを通じた周知を行いました。 今後の具体的な施策につきましては、条例の趣旨を踏まえ検討してまいります。	障害施策 推進課

42	議会	書面	施策の推進について、東京2025デフリンピック開催を契機とした手話が言語であることを啓発する施策を追加すべきである。	4	令和6年の取り組みとして、手話言語国際デーについて、区公式ウェブサイトや総合庁舎1階の区政情報モニター及びSNSを通じた周知を行いました。 今後の具体的な施策につきましては、条例の趣旨を踏まえ検討してまいります。	障害施策推進課
8 災害時における措置						
43	個人	電子	東日本大震災において聴覚障害者の命が危険にさらされた事実を踏まえると、災害時の対応は非常に重要な項目である。8災害時における措置「円滑に意思疎通を図ることができるよう、 <u>区の関係機関や聴覚障害者団体等と連携し、必要な措置を講ずるよう努めるものとする</u> 」の下線部を挿入することで、過去に聴覚障害者が取り残された事例に対する警鐘の効果が期待できるのではないかな。	2	災害時に障害の有無に関わらず全ての区民の皆様が安全に避難できるよう、ご意見の趣旨を踏まえ、平時から関係機関と密に連携し、適切な情報発信など必要な措置に努めてまいります。 また、災害時に避難行動が難しい障害のある方や高齢者などについて、避難行動要支援者名簿を作成し、災害時の避難支援、安否確認に役立ててまいります。	防災課 健康福祉計画課
44	個人	電子	他自治体では、全ての避難所において筆談ボードを備蓄している。また、各避難所に配備しているタブレット端末にて手話通訳者とのテレビ電話が可能となっており、コミュニケーションが図れる体制を365日（8時から21時まで）整えていると聞く。 目黒区の体制はどのようなになっているかな。	4	本区では、地域避難所に聴覚障害者と思疎通するための支援ツールであるコミュニケーションボードや、筆談にも使用できるスケッチブックを配備しており、災害時に円滑なコミュニケーションがとれるよう備えています。 現時点ではタブレットを各避難所に配備する計画はありませんが、いただきましたご意見を踏まえ、今後の調査・研究課題とさせていただきます。	防災課

45	議会	電子	目黒区での発災時については、障がい者の方々への情報提供の手段の充実を図ること。また、障がい者の方々が、避難した際においても、福祉避難所、地域避難所にかかわらず、対応できる設備を整えること。	7	発災時の情報提供は非常に重要であることから、本区では、区公式ウェブサイトやSNS、防災行政無線での情報発信に加えて、スマートフォンをお持ちでない方を対象として電話・FAXを用いた災害情報配信サービスを実施するなど複数の手段を用意しております。また、地域避難所には聴覚障害者と意思疎通するための支援ツールであるコミュニケーションボードや、筆談にも使用できるスケッチブックを配備しており、災害時に円滑なコミュニケーションがとれるよう備えています。福祉避難所、補完避難所など避難の場所に問わず、必要な情報を提供できるよう、引き続き、情報発信の体制強化に努めてまいります。	防災課
46	団体	電子	災害時における日本語対応手話や触手話を必要とする人々への情報提供と支援体制も強化してほしい。災害時には、迅速かつ的確な情報提供が不可欠である。	2	区では、障害の有無に関わらず、区民の皆様に迅速かつ適切な情報提供がなされるよう、引き続き、情報発信の体制強化に努めてまいります。	防災課 しょうがいしゃしえんか 障害者支援課
その他の						
47	個人	電子	わかりやすく、工夫されている。手話の普及を願う。	2	ご意見の趣旨を踏まえ、条例制定に向けた取り組みを一層進めてまいります。	しょうがいしゃしえんか 障害者支援課

48	個人	電子	東京23区の中で最後までこの条例の制定が遅れたことは、とても遺憾に思う。少しでも現状に即した良い条例にしてほしいと思う。条例が制定されて終わりではなく、ここからがスタートであり、条例を元にして具体的な支援や環境づくりが進み、真の差別なき世の中が実現されますようこれからも「住みやすい目黒」を目指してほしい。	2	条例制定に向けた取り組みを進めるとともに、条例の趣旨を踏まえ、具体的な施策の推進に取り組んでまいります。	障害者支援課
49	個人	電子	目黒区手話言語条例をぜひ実現させて欲しい。目黒区手話通訳養成講座、サークル活動の参加を通じて、ろう者の方々の情報格差や生活をしていく上での不便さの存在をひしひしと感じている。そして勉強をすすめていく中で、ろう者の言語である日本手話は、どうしても残していかなければならないと痛感した。	2	条例制定に向けた取り組みを進めるとともに、条例の趣旨を踏まえ、具体的な施策の推進に取り組んでまいります。	障害者支援課
50	個人	電子	条例制定に向け、必ず当事者の皆様のご意見や考え方を聞く機会を持ち、そのことを尊重して進めてほしい。	7	区では条例制定に向けて、当事者団体の代表等を委員とする目黒区手話言語条例検討委員会を設置し、当事者の意見や考え方を伺うとともに、その他の関係者や、目黒区障害者差別解消地域支援協議会等の委員から意見聴取を行い、条例骨子案の検討を進めてまいりました。	障害者支援課
51	個人	電子	骨子案の内容に賛同する。 「つまり現状はそうではないんだ。」と驚きながら読んだ。区民として、これからを考え、行動したいと思う。	2	ご意見の趣旨を踏まえ、条例制定に向けた取り組みを一層進めてまいります。	障害者支援課

52	個人	電子	パブリックコメントの結果公表については、 手話動画でも行ってほしい。	7	条例骨子案に係るパブリックコメント募集時 同様に、実施結果についても手話動画の配信等 による周知を実施いたします。	障害者支援課
53	個人	電子	条例制定後も継続的な実効性の検証が必要と 考えるが、条例の見直しの時期はいつ頃になる か。条例を評価するための協議会は設置する か。	7	条例骨子案 1 の目的でお示ししているとおり、 手話は言語であるとの認識の下、基本理念 や区の責務、施策の推進等を定め、障害の有無 によって分け隔てられることなく、全ての区民 が相互に人格と個性を尊重し合い共生する 地域社会を目指すといった理念条例となってお ります。理念条例は、普遍的、かつ、包括的な 内容としていることから、現時点で条例制定後 の見直しや評価のための協議会を設置する予定 はございません。 なお、区では、各施策における事業等の 取り組みにつきましては、当事者団体等の意見 交換する機会を設けていることから、こうした 機会を捉えまして、適宜・適切にご意見を 伺ってまいります。	障害者支援課
54	個人	電子	他自治体では、手話言語条例制定前に聴覚 障害者や手話に関する区民アンケートを実施 し、制定後に改めて同じアンケートを実施して 施策の実効性を検証したと聞く。目黒区でもア ンケートの実施予定はあるか。	7	条例骨子案 4 区の責務でお示ししているとおり、 手話を必要とする者と協力し、基本理念 に基づき、必要な施策を総合的かつ計画的に 推進することとしております。次期目黒区 障害者計画策定にあたって実施する基礎調査に て、関連の設問を盛り込むよう検討してまいり ます。	障害施策 推進課

55	個人	電子	やっと条例が成立の見込みとなった。 一般区民の皆様のご理解と言うより、対応に手をこまねている方も多くいると思う。この条例が後押しとなり、相談機関、教育現場、高齢者対策など充実する事を期待している。	3	条例制定に向けた取り組みを進めるとともに、ご意見の趣旨を踏まえ、具体的な施策の推進に努めてまいります。	障害者支援課
56	議会	電子	目黒区は条例を制定するにあたり、「目黒区手話言語条例検討委員会」を設置し、関係団体や当事者などからも意見を聞いている。今後も条例の発展と施策の充実をさせるため、条例の中に推進協議会の設置を盛り込むこと。	5	区では、障害者の支援体制の整備を図るため、目黒区障害者自立支援協議会を設置しております。条例には盛り込みませんが、施策の推進にあたっては、必要に応じ、当該協議会等により検討を進めてまいります。	障害施策 推進課
57	議会	電子	手話を言語として認めるとともに、障害のある人のコミュニケーションを保障、促進することが求められる。当事者が、手話や要約筆記、点字、音訳など、話し合いの手段の選択を保障する内容を盛り込むこと。また、手話など、それぞれの支援者の育成を位置づけること。	7	ご指摘の事項につきましては、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び関係法令に基づき、対応してまいります。	障害者支援課
58	議会	電子	骨子案の内容の具体的な取り組みについて、区内の事業者が点字メニューの作成や、コミュニケーションボードを準備するなど、合理的配慮を提供するにあたっての助成制度を創設すること。	7	ご指摘の事項につきましては、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び関係法令に基づき、対応してまいります。	障害者支援課
59	議会	電子	骨子案の内容の具体的な取り組みについて、差別に対する相談事業を実施し、日常で当事者が嫌な思いをしたことまでしっかりと吸い上げ、区の対応や施策に活かすこと。	7	ご指摘の事項につきましては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」及び関係法令に基づき、対応してまいります。 なお、区では、目黒区障害者差別解消地域支援協議会を設置しており、引き続き、差別の	障害者支援課

					かいしょう し こうかてき と く すす 解 消 に資する効果的な取り組みを進めてまいります。	
60	個人	電子	めぐろく しゅわ りかい すす さんどう 目黒区が手話の理解を進めることに賛同する。 「手話は言語」という考え方のもと、 聞こえない方、聞こえにくい方と共に 暮らしやすいめぐろくになることを希望する。	2	じょうれいせい い む と く すす 条 例 制定に向けた取り組みを進めるとともに、 じょうれい しゅし ふ ぐたいてき しさく すいしん 条 例 の趣旨を踏まえ、具体的な施策の推進に と く 取り組んでまいります。	しょうがいしゃしえん か 障 害 者 支 援 課
61	個人	電子	じょうれいさく い どうじしやおよ どうじしやだんたい 条 例 策定にあたり、当事者及び当事者団体の いけん そんちょう げんじょう ないよう 意見ニーズを尊重し、現状にマッチした内容と ねが なることを願う。	7	く じょうれいせい い む どうじしやだんたい だいひょう 区では条 例 制定に向けて、当事者団体の代 表 とう いいん めぐろく しゅわ げん ごじょうれいけんとういいんかい 等を委員とする目黒区手話言語条 例 検討委員会 せっち どうじしや いけん かんが かた うかが を設置し、当事者の意見や考え方を伺うとともに、 た かんけいしや めぐろくしょうがいしゃさべつ に、その他の関係者や、目黒区障 害 者 差別 かいしょうちいきしえんきょうぎかいとう いいん いけんちようしゅ 解 消 地域支援協議会等の委員から意見聴 取 を おこな じょうれいこっしあん けんとう すす 行い、条 例 骨子案の検討を進めてまいりました。	しょうがいしゃしえん か 障 害 者 支 援 課
62	個人	電子	とく きんねん がいこくじん りゅうにゅう おお にほんご 特に近年は外国人の 流 入 も多くなり、日本語 いがい ことば はな ひと きかい ふ 以外の言葉話す人や機会が増えている。 どうよう かんが かた しゅわ つか かいわ しぜん 同様の考え方で手話を使って会話することは自然 こと おも な事だと思う。	2	じょうれいせい い む と く すす 条 例 制定に向けた取り組みを進めるとともに、 じょうれい しゅし ふ ぐたいてき しさく すいしん 条 例 の趣旨を踏まえ、具体的な施策の推進に と く 取り組んでまいります。	しょうがいしゃしえん か 障 害 者 支 援 課
63	個人	電子	こっしあん か すべ たいせつ 骨子案に書かれていることは全て大切なことであ じんそく じつげん のぞ り、迅速な実現を望む。	2	いけん しゅし ふ じょうれいせい い む ご意見の趣旨を踏まえ、条 例 制定に向けた と く いっそうすす 取り組みを一層進めてまいります。	しょうがいしゃしえん か 障 害 者 支 援 課
64	個人	電子	しゅわ げんご しょう かたがた ほご 手話を言語として使用している方々が、より母語 ほご も す に誇りを持ちながら過ごしていけること、そし て、当たり前として、大切に思われながら あ まえ ひと たいせつ おも 過ごしていけることを願う。 す ねが 想いを伝えたり、自分の心の中を言葉にすると おも つた じぶん こころ なか ことば き、手話は声以上の何かを伝える 力 があると しゅわ こえいじょう なに つた ちから 感じている。耳に個性があってもなくても、手話 かん みみ こせい しゅわ で不可欠な表 情 や振る舞い、そして想像力を ふかけつ ひょうじょう ふ ま そうぞうりょく	2	じょうれいせい い む と く すす 条 例 制定に向けた取り組みを進めるとともに、 じょうれい しゅし ふ ぐたいてき しさく すいしん 条 例 の趣旨を踏まえ、具体的な施策の推進に と く 取り組んでまいります。	しょうがいしゃしえん か 障 害 者 支 援 課

			すこ と い にちじょう 少し取り入れてみるだけで、日常がとっても ゆたかなものになると思う。			
65	個人	電子	きょうせいしゃかい じつげん む あん とお しゅわ 共生社会の実現に向けて、案の通りにて手話 げんごじょうれい せいてい のぞ 言語条例の制定が望まれる。	2	いげん しゅし ふ じょうれいせいてい む ご意見の趣旨を踏まえ、条例制定に向けた と くりくみ いっそうすす 取り組みを一層進めてまいります。	しょうがいしゃしえん か 障害者支援課
66	個人	電子	りねんてき す は ないよう おも 理念的には素晴らしい内容だと思った。ただ、 き こえない、聞こえにくい人の大多数は手話がで きない。 そういう方々への配慮も必要である。情報アク セス条例、情報・コミュニケーション条例の ようなものも今後検討してほしい。	7	してき じこう しょうがいしゃ ご指摘の事項につきましては、「障害者による じょうほう しゅとくおよ りようなら い しそつう かか しさく 情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策 の推進に関する法律」及び関係法令等に もと たいおう 基づき、対応してまいります。	しょうがいしゃしえん か 障害者支援課
67	団体	電子	なんちようしゃ たい はいりよ じゅうよう にほんごたい 難聴者に対する配慮も重要である。日本語対 おうしゅわ じょうほう ていきよう ほちょうき 応手話だけでなく、文字情報の提供や補聴器の りようしえん たよう しゅだん 利用支援など、多様なコミュニケーション手段を かくほ しさく すいしん 確保する施策を推進してほしい。 じょうれい しゅわ ひつよう ひとびと あんしん せいかつ 条例が、手話を必要とする人々が安心して生活 できる社会の実現に寄与することを期待してい る。	7	してき じこう しょうがいしゃ ご指摘の事項につきましては、「障害者による じょうほう しゅとくおよ りようなら い しそつう かか しさく 情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策 の推進に関する法律」及び関係法令等に もと たいおう 基づき、対応してまいります。	しょうがいしゃしえん か 障害者支援課
68	個人	電子	ちゅうとしつちようしゃ なんちようしゃ しゃかいさんか しょうへき 中途失聴者や難聴者の社会参加における障壁 めぐるく しゅわげんごじょうれい かいけつ は、目黒区の手話言語条例だけでは解決しない かんが しゅわげんごじょうれい しゃ と考えている。手話言語条例が、ろう者だけの ためのものにならないようにすることが重要で ある。中途失聴者、難聴者、盲ろう者など、 はばひろ かたがた しゃかいさんか りかいそくしん きよ 幅広い方々の社会参加や理解促進に寄与する じょうれい ねが 条例となることを願う。	7	じょうれいこつしあん もくてき ていき きほんりねん 条例骨子案 1 目的、2 定義、3 基本理念で しめ しゅわ かか じこう お示ししておりますとおり、手話に係る事項を さだ ちゅうとしつちようしゃ なんちようしゃ もう しゃとう 定め、中途失聴者、難聴者、盲ろう者等の しゅわ ひつよう かた ふく ないよう 手話を必要とする方を含めた内容となっております。 た してき じこう なお、その他のご指摘の事項につきましては、 しょうがいしゃ じょうほう しゅとくおよ りようなら 「障害者による情報の取得及び利用並びに い しそつう かか しさく すいしん かん ほうりつ 意思疎通に係る施策の推進に関する法律」、 しょうがい りゆう さべつ かいしよう すいしん 「障害を理由とする差別の解消の推進に	しょうがいしゃしえん か 障害者支援課

					関する法律」及び関係法令等に基づき、対応してまいります。	
69	個人	電子	内容のことではないが、パブリックコメントの募集について、区報でも告知されていれば、もっと広く伝わったのではないかと思います。	7	条例骨子案に係るパブリックコメント募集につきましては、めぐろ区報10月15日号に記事を掲載しております。	障害者支援課
70	個人	電子	情報共有や意思疎通のためのコミュニケーションツールである言語は、健全者、障害者にかかわらず、私たちにとって必要不可欠なものである。 手話言語条例が制定されることで、聴覚障害者の日常生活における不自由を感じる機会が減少していくはずである。 より多くの方が安心して生活できる環境づくりの一環として、手話言語条例の制定を切に願っている。	2	ご意見の趣旨を踏まえ、条例制定に向けた取り組みを一層進めてまいります。	障害者支援課
71	議会	書面	条例の施行に合わせ、条例制定の周知と、手話言語の理解促進のためのガイドラインも必要ではないか。	4	条例制定後の周知や啓発については、パンフレット等の配布、区公式ウェブサイト・区報への掲載等を想定しておりますが、ガイドラインを含めて、具体的な取り組みについては、検討してまいります。	障害者支援課